

平成 27 年度第 2 回青森市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

日 時：平成 27 年 5 月 18 日（月）9 時 59 分～10 時 55 分

場 所：市役所議会棟第 2 委員会室

出席者：委員 6 名（菊池 至、國方 明、西田 文仁、船木 清子、長内 孝緑、山田 信子）
学識経験者 1 名（青森大学准教授小久保 温）

欠席者：委員 1 名（小俣 勝治）

実施機関：（情報政策課）橋本課長、竹谷副参事、櫻田主事。三上主事
（市民課）三上副参事、遠嶋主幹、盛主査

審査会事務局：（総務部総務課）岸田参事、太田主幹、三浦主査

1 議事

- （1）「住民基本台帳に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の調査審議

2 議事要旨

①【情報政策課による委員等からの質問事項に対する回答】

○情報政策課

初めに、再委託の内容は保守・運用となっているが、委託先の多くが再委託をしているのであれば、むしろ再委託先と直接契約した方が費用面や情報漏えいを防ぐという観点から妥当ではないかという指摘であるが、本市におきましては、平成 26 年度までアウトソーシングサービスによるシステム運用をしており、そのサーバーの所有者はサービス提供事業者であるソフトアカデミーあおもりであった。当該サーバーについては、平成 25 年度に入れ替えした比較的新しいもので、アウトソーシングサービスによるシステム運用をやめた現在でもそのサーバーを有効活用するため、当該サーバーの所有者と賃貸借契約を締結しているものである。

つまり、この件についてはそもそも委託ではないことから、住基ネットゲートウェイシステムに関する記載については、削除する。なお、当該サーバーについては元の契約が賃貸借契約であるため、再委託には当たらないが、住民記録システム開発事業者の富士通の製品であるため、住基ネットゲートウェイシステムの保守については富士通が行ってい

る。

再委託の内容については、「保守・運用」と記載していたが、実際に富士通が行っているのは「保守」だけとなる。

次に、保管場所について、各種データが委託業者のデータセンターにどのように区分され、保管されているのかという質問であるが、サーバーの配置については、ネットワークの構成上の優位性や市庁舎内の限られたスペースであるマシン室とシステム運用業者のデータセンターを総合的に比較検討の上、サーバーの配置場所を決めている。なお、サーバーの配置に関する事項については、セキュリティ上、非公表としている。

次に、操作記録のログの保管期間についての質問であるが、ログの保管期間については、税や住基の運用など法定されているものもあるが、特に定めはありません。

次に、ログに対しての監査を実施しているかという質問であるが、運用事業者は月次報告において不正アクセス等を市に報告することとしている。また、必要があればログについては市から追跡調査ができることとなっている。

次に、ウイルス対策について、「⑥技術的対策」によると、ウイルス対策ソフトあるいはウイルス監視ソフトを導入し、これらのソフトのパターンファイルは定期的に更新すると記載されているが、その更新はインターネットに接続しないで行うようになっていくのかという質問であるが、本市では、住基システム等の使用端末については、インターネット接続は行っていないため、ウイルスパターンファイルの更新については、インターネットに接続しないネットワークを利用し各端末へ配信されることになる。

国の機関である地方公共団体情報システム機構が構築する循環サーバープラットフォームに関する記述であるが、こちらについてもインターネット接続を要しない方法でウイルスパターンファイルの更新を行っているとのことである。

・ 質疑等

○ 会長

住基記録システム等の運用委託はどこにしているのか。

○ 担当課（情報政策課）

ソフトアカデミーあおもりに運用委託をしている。

○ 委員等

住基ネットGWという記載があり、個人情報はどう流れていくかという説明をしていただければ分かるが、図だけでは分かりづらいので個人情報がどう流れていくのかフィギュアキャプションをつけた方がよいと思う。

あと、符号要求の際に基本4情報が含まれるとのことですが、住基ネットGWのところもデータは通過するのか。

○ 担当課（情報政策課）

データは通過するが、個人番号、符号を見ることはなく保守・運用するというような仕

様になっている。

○委員等

データは中を通過するが、通過するだけで保存等はされないという解釈でよろしいか。

○担当課（情報政策課）

国で作った住基ネットシステムと本市で作ったコアシステムを合わせるために、データ変換を行うための場所と捉えていただき、そこについて、個人情報基本4情報と、個人番号が流れることにはなるが、保守・運用をする際にはそういう中身を関知することなく、業務を行うことができるということになる。

○会長

サーバーには記録は残るのか。

○担当課（情報政策課）

ログは何らかの形で残るとは思うが、サーバーには残らない。

②【特定個人情報保護評価書点検表に基づく点検】

・以下の項目について審査したところ、異議なく了承された。

	点検項目
1	しきい値判断に誤りがないか
2	適切な実施主体が実施しているか
3	公表しない部分は適切な範囲か
4	適切な時期に実施しているか
5	適切な方法で広く市民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか
6	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか
7	特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容記載は具体的か
8	当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか
9	特定個人情報ファイルを取扱うプロセスにおいて、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか
10	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
11	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
12	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

・ 7に係る質疑等

○委員等

それぞれがどういう関係にあるのか明確にするため、図にフィギュアキャプションをつけたほうがよいと思う。

・ 8に係る質疑等

○委員等

基本的に評価書に課題があるとすれば、図が分かりにくいことだけだと思う。他は基本的に記載され、説明されていると思う。

○担当課（情報政策課）

図については、地方公共団体情報システム機構から情報提供いただいたものを全国的に使用している。

・ 10に係る質疑等

○委員

何がどこにどのような形で保存されているのかという点だけが分からないので、それに関しては評価しかねるが、他の件に関しては納得している。

○会長

ログに関してはどうか。

○委員等

ログに関して言うと、非公表ということになっていたと思う。各種データの保管場所にはログも含まれているが、これに関してはセキュリティ上、非公表としていわれているので、評価のしようがない。

それ以外に関しては適切に記載されていると思う。

記録についてだが、誰が、いつ、そのデータを操作したのかという記録が残っていないと、一部モラルの欠けた方が操作をしている場合に、何らかの形で目的外使用する可能性がある。操作していることが記録されているんだと設定することによって、不正操作の抑止力が働くことになると思う。

また、通過するデータの中に、個人情報を実際どの段階まで、どのように保存されているのか具体的に記載されていないが、誰が、いつ、どのように操作したという情報がとられているという説明で、それは永年保存されているから、それはそれでしっかりしているのかなと思う。

本当は期間が定まっていた方が、少なくとも最低何年以上と書いていた方が望ましいかと思うが、少なくとも事実上永年保存ということでそこは納得している。